

駐留軍関係離職者等対策（防衛省関係）

1 特別給付金の支給（法第15条）

駐留軍関係労働者が在日米軍の撤退等により、離職を余儀なくされた場合や、業務上死亡した場合に、離職後の労働者又は遺族の生活の安定を図ることを目的として、給付金を支給（10万7千円～179万3千円）

2 離職前職業訓練の実施（法第10条第3項）

駐留軍関係労働者が在日米軍の撤退等により、離職を余儀なくされた場合、速やかに他の職業に就くことができるよう、離職前に職業訓練を実施（フォークリフト運転、大型特殊自動車運転、パソコン操作等）